

未来の担い手・若者会議U35設置要綱

制定 平成21年9月10日
一部改正 平成23年6月6日

(趣旨)

第1条 若者ならではの観点から京都市基本計画「はばたけ未来へ！ 京プラン」(以下「基本計画」という。)に掲げられた京都の未来像を実現するための方策を検討し、具体的に取り組むとともに、基本計画の推進につながる普及・啓発型の市民参加事業を企画・実施することを目的として、未来の担い手・若者会議U35(以下「若者会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 若者会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 「人間らしくいきいきと働き、家庭・地域で心豊かに生活できる『真のワーク・ライフ・バランスを実現するまち・京都』」をはじめとする基本計画に掲げられた未来像を実現するための方策を検討し、京都市へ提出すること。
- (2) 第1項の提案内容を発信・実践すること。
- (3) 基本計画を市民と共有するとともに、第1項の企画内容を主とした基本計画の推進につながる普及・啓発型の市民参加事業を企画・実施すること。
- (4) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 若者会議の委員は、市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、無報酬とする。

(委員の任期)

第4条 任期は平成24年3月末日までとする。

(議長及び副議長)

第5条 若者会議に議長1名及び副議長1名を置く。

2 議長は互選により選任する。

3 議長は、若者会議を代表し、会務を総理する。

4 副議長は、議長が指名する。

5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名する副議長がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第6条 若者会議は、議長が招集する。

2 若者会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 若者会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議

長の決するところによる。

- 4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、若者会議への出席を求めることができる。

(企画部隊)

第7条 第2条の所掌事務を企画検討するために、若者会議に企画部隊を置き、その事務を分掌させる。

- 2 企画部隊にリーダーを置き、企画部隊を構成する委員の互選により選出する。
- 3 企画部隊は、必要に応じて、若者会議の委員に対して、検討内容を報告し、意見を求めるとともに、実践活動への参加及び支援を求めることができる。

(庶務及び事務局)

第8条 若者会議の庶務及び事務局は、総合企画局において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、若者会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、制定の日（平成21年9月10日）から施行する。

(設立総会の招集の特例)

- 2 第6条1項の規定に関わらず、設立総会は、事務局が招集する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年6月6日から施行する。